

居合道試合・審判規則 居合道試合・審判細則

付 居合道試合・審判運営要領

令和5年6月2日

全日本剣道連盟

目 次

居合道試合・審判規則 以下「規則」という

第1条 本規則の目的…………… 1

第1編 試 合

第1章 総 則

第2条 試合場…………… 1

第3条 日本刀…………… 2

第4条 服 装…………… 2

第2章 試 合

第1節 試合事項

第5条 試合時間…………… 3

第6条 個人試合…………… 3

第7条 団体試合…………… 3

第8条 試合の開始、終了… 4

第9条 試合の中止、再開… 4

第10条 試合の中止要請 …… 4

第2節 勝敗の決定

第11条 勝敗の決定 …… 5

第3章 禁止行為

第1節 禁止行為事項

第12条 禁止物質の使用・所持
…………… 6

居合道試合・審判細則 以下「細則」という

第1条 規則第2条(試合場)

第2条 規則第3条(日本刀)

第3条 規則第4条(居合道着)

第4条 審判旗などの規格

第5条 サポーターなどの使用

第6条 試合者の入退場および
礼法

第7条 規則第11条1号「判定」

第8条 規則第12条(禁止物質
の使用・所持)

規 則

第13条 非礼な言動 …………… 6

第14条 諸禁止行為 …………… 6

第2節 罰 則

第15条 規則第12条、第13条
…………… 6

第16条 規則第14条1号 …… 7

第17条 規則第14条2号
または3号 …………… 7

第2編 審 判

第1章 総 則

第18条 審判員の構成 ……… 7

第19条 審判長 …………… 8

第20条 審判主任 …………… 9

第21条 審判員 …………… 9

第22条 係 員 …………… 10

第2章 審 判

第1節 審判事項

第23条 勝敗の決定 ……… 11

第24条 審判方法 ……… 11

第2節 審判の処置

第25条 負傷または事故 …… 12

細 則

第9条 規則第14条2号(場外)

第10条 審判長の任務

第11条 試合開始時の審判長の
合図

第12条 審判主任の任務

第13条 審判員の任務

第14条 規則第22条(係員の構
成および任務)

第15条 審判員の服装

規 則

第26条 棄 権 …………… 13

第27条 試合不能者・棄権者
の既得本数…………… 13

第28条 加害者の既得権 …… 13

第3節 合議・異議の
申し立て事項

第29条 合 議 …………… 13

第30条 異議の申し立て …… 14

第31条 疑義の申し立て …… 14

第3章 宣告と旗の表示

第32条 宣 告 …………… 14

第33条 旗の表示 …………… 14

第4章 補 則

第34条 補 則 …………… 15

別表(審判員の宣告と旗の
表示方法)…………… 16

図(試合場)…………… 18

図(日本刀および拵の各部の
名称)…………… 19

図(試合者の名札・審判旗
などの規格)…………… 20

細 則

第16条 規則第26条(棄権)

第17条 規則第31条(異議の申
し立て)

居合道試合・審判規則
以下「規則」という

居合道試合・審判細則
以下「細則」という

(本規則の目的)

第1条 この規則は、全日本剣道連盟の居合道試合につき、剣の理法にのっとり、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする。

第1編 試合

第1章 総則

(試合場)

第2条 試合場の基準は次のとおりとし、床は板張を原則とする。

1. 試合場は、境界線を含み一辺を縦7メートル、横3メートルの、長方形とし第1図のとおりとする。
2. 試合場の開始線の長さおよび開始線の位置は、細則で定める。

第1条 規則第2条(試合場)は、次のとおりとする。

1. 試合場および開始線は赤・白の2色により表示する。
2. 赤と白の試合場との間は、原則として1メートル以上の余地を設ける。
3. 各線は、幅5センチメートルないし10センチメートルとし、赤・白の2色とする。
4. 試合場の外側に原則として3メートル以上の余地を設ける。

規 則

細 則

(日本刀)

第3条 使用する刀は、真剣とする。

(服装)

第4条 服装は、剣道着または居合道着・袴とする。

5. 試合場の開始線の長さおよび開始線の位置などは、第1図のとおりとする。

第2条 日本刀は、鍛錬したもので、充分品位を備えたものとする。各部の名称は第2図とする。

第3条 居合道着は、黒または白のつつ袖とする。試合者の名札は、第3図とし、左胸部に着ける。

第4条 審判旗などの規格は、第4図のとおりとする。ただし、旗の柄の太さは直径1.5センチメートルを基準とする。

第5条 サポーターなどの使用は、医療上必要と認める場合に限り、見苦しくない程度において、これを認める。

第6条 試合者の入退場および礼法は、その大会で定められた方法により行う。

第2章 試 合

第1節 試合事項

(試合時間)

第5条 試合時間は、技5本を6分以内とする。ただし、主審の開始の宣告から、正面の礼を終了し携刀姿勢までとする。

(個人試合)

第6条 個人試合は、段別または無差別の試合とし、審判員の判定により、勝旗数の多い方を勝ちとする。

(団体試合)

第7条 団体試合は、次によるほか、その大会で定められた方法により、勝敗を決する。

1. あらかじめ定められた順位によって、各個人の試合を行い、勝者数の多い方の団体を勝ちとする。
2. リーグ戦またはトーナメント法による各個人の試合を行い、勝数の多い団体を勝ちとする。ただし、勝数

規 則

細 則

が同数の場合は、総旗数の多い団体を勝ちとする。なお、総旗数が同数の場合は、代表者戦によって勝敗を決する。

(試合の開始、終了)

第8条 試合の開始および終了は、主審の宣告で行う。

(試合の中止、再開)

第9条 試合の中止は、審判員の宣告で行い、再開は、主審の宣告で行う。

(試合の中止要請)

第10条 試合者は、事故などのために試合を継続することができなくなったときは、試合の中止を要請することができる。

規 則

細 則

第2節 勝敗の決定

(勝敗の決定)

第11条 勝敗の決定は、次によるものとする。

1. 正しい礼法・作法による、充実した氣勢と適正な姿勢をもって、正確な技術と刀法に基づいた気・剣・体一致の技前と心構えの優劣によって、勝敗の判定を決定する。
2. 試合技は、その全部または一部を指定することができる。指定技を間違えた場合、演武終了後、審判員合議のうえ、間違えた方を負けとし、双方が間違えた場合は、1により判定する。
3. 試合時間を超過した場合、演武終了後、審判員合議のうえ、時間を超過した方を負けとし、双方が超過した場合は、1により判定する。

第7条 規則第11条1号の勝敗の判定基準は、次の諸点とする。

1. 修業の深さ
2. 礼儀(正しい態度・作法)
3. 技前
 - (1) 正確な抜きつけ、切りつけ
 - (2) 正確な鞘放れ、刃筋
 - (3) 正確な血振り、角度
 - (4) 正確な納刀
4. 心構え
 - (1) 心の落ち着き
 - (2) 目付け
 - (3) 気魄・残心・間と間合
5. 気・剣・体の一致
6. 武道としての合理的な居合であること。
7. 全日本剣道連盟居合(解説)の審判・審査上の着眼点を参考とする。

規 則

細 則

第3章 禁止行為

第1節 禁止行為事項

(禁止物質の使用・所持)

第12条 禁止物質を使用もしくは所持し、または禁止方法を実施すること。

(非礼な言動)

第13条 審判員または相手に対し、非礼な言動をすること。

(諸禁止行為)

第14条 試合者が、次の各号の行為をすること。

1. 第3条で定められた日本刀以外を使用する。
2. 試合中に場外に出る。
3. 不当な中止要請をする。
4. その他、この規則に反する行為をする。

第2節 罰 則

第15条 第12条、第13条の禁止行為を犯した者は、負けとし、相手に勝旗数3本を与え、退場を命ずる。退場させられた者の既得権は、認めない。

第8条 規則第12条の禁止物質および禁止方法とは、世界ドーピング防止機構(WADA)の最新の禁止表に掲載されているものをいう。

第9条 規則第14条2号の場外に出るとは、片足が完全に境界線外に出ること。

第16条 第14条1号の禁止行為をした場合は、次の各号により処置する。ただし、両者同時になしたときは、両者とも負けとする。

1. 第3条で定められた日本刀以外の刀を使用した者は、負けとし、相手に勝旗数3本を与える。
2. 前号の処置は、不正使用発見以前の試合までさかのぼらない。
3. 第3条で定められた日本刀以外の刀を使用した者は、その後の試合を継続することができない。

第17条 第14条2号または3号の行為をした場合は、減点の対象とする。

第2編 審判

第1章 総則

(審判員の構成)

第18条 審判に従事する者の構成は、審判長・審判主任（2

規 則

試合場以上の場合)・審判員とする。

(審判長)

第19条 審判長は、公正な試合を遂行するための必要な権限を有する。

細 則

第10条 審判長の任務は次のとおりとする。

1. 規則および細則の厳正な運用に留意する。
2. 試合の進行について留意する。
3. 異議の申し立てについて裁決する。
4. その他、規則および細則にない諸問題、あるいは突発事故について判断する。

第11条 試合開始時の審判長の合図は、次のとおりとする。

1. 1 試合場の場合は、最初の試合者が携刀姿勢で開始線の位置に立ったとき、審判長は、起立し主審の宣告で試合を開始させる。
2. 2 試合場以上の場合は、最初の試合者が携刀姿勢で開始線の位置に立ち、全体が揃ったとき、審判長は起

規 則

細 則

(審判主任)

第20条 審判主任は、審判長を補佐し、それぞれ当該試合場における運営に必要な審判上の権限を有する。

(審判員)

第21条 審判員は、主審1名、副審2名を原則とし、判定については、同等の権限を有する。

- ② 主審は、当該試合運営の全般に関する権限を有し、審判旗（以下旗とする）を

立し、笛などで合図の後、主審の宣告で試合を開始させる。

第12条 審判主任の任務は、次のとおりとする。

1. 当該試合場の責任者とする。
2. 規則および細則が適切に実施されているか留意する。
3. 規則および細則の違反、あるいは異議の申し立てがあった場合は、適切敏速に処置し、必要に応じ審判長に報告する。
4. 当該試合場の審判員を掌握する。

第13条 審判員の任務は、次のとおりとする。

1. 当該試合を運営する。
2. 宣告および表示を明確に行う。
3. 審判員相互の意志統一をはかる。

規 則

持って判定などの表示と宣告を行う。

- ③ 副審は、旗を持って判定などの表示を行い、運営上主審を補佐する。なお、緊急のときは、試合中止の表示と宣告をすることができる。

(係員)

第22条 試合運営上、時計係・掲示係・記録係・選手係を置く。その構成および任務は、細則に定める。

細 則

4. 審判員相互の旗の表示を確認する。
5. 試合終了後、必要に応じ審判主任または審判長の所見を徴し、他の審判員とともに当該審判の反省を行う。

第14条 規則第22条の係員の構成および任務は、次のとおりとする。

1. 時計係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、試合時間の計時にあたり、旗を持って起立し、試合時間終了の表示をする。
2. 掲示係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、審判員の判定の掲示および審判旗の点検・確認をする。
3. 記録係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、審判員の判定および試合の所要時間などを記録する。

規 則

細 則

第 2 章 審 判

第 1 節 審判事項

(勝敗の決定)

第23条 勝敗の決定は、勝旗数の多い方を勝ちとする。

(審判方法)

第24条 審判員は、次の方法により審判を行う。

1. 主審は、試合者が携刀姿勢で開始線の位置に立ったとき、「始め」の宣告により、試合を開始させる。
2. 主審は、試合者が中止を要請した場合は、中止を宣告した後、その理由を質す。
3. 勝敗を決する場合は、審

4. 選手係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、試合者の召集・日本刀などの点検にあたる。

第15条 審判員の服装は、紋服、袴、白足袋とする。ただし、その大会で定められた場合は、この限りではない。

判員は、主審の「判定」の宣告と同時に旗で表示を行う。

第2節 審判の処置

(負傷または事故)

第25条 負傷または事故などにより試合が継続できない場合は、その原因を質し、次の処置をする。

1. 試合継続の可否判断は、医師の意見を徴し審判員の総合判断とする。その処理に要する時間は、原則として5分以内とする。
2. 負傷により試合が継続できないとき、その原因が一方の故意および過失による場合は、その原因を起こした者を負けとし、その原因が明瞭でない場合は、試合不能者を負けとする。
3. 負傷または事故者として処理された者は、医師および審判員の判断により、そ

規 則

の後の試合に出場することができる。

4. 加害者として負けとされた者は、その後の試合に出場することができない。

(棄権)

第26条 試合を棄権した者は、負けとし、その後の試合に出場することができない。

(試合不能者・棄権者の既得本数)

第27条 第25条、第26条による勝者は、勝旗数3本を与える。

(加害者の既得権)

第28条 第25条4号の加害者として負けとされた者の、既得権は認めない。

第3節 合議・異議の 申し立て事項

(合議)

第29条 審判員は、合議を必要とするときは、主審の位置で、合議を行う。

細 則

第16条 規則第26条(棄権)は、次のとおりとする。

1. 健康上およびその他の事由により、自ら試合することを止めた場合。

規 則

細 則

おりとする。

第4章 補 則

第34条 この規則に定められていない事項が発生した場合は、審判員は合議し、審判主任または審判長に図って処理する。

付則

1. 大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則および細則の目的を損なわない限り、これによらないことができるものとする。
2. この規則は平成24年4月1日から施行する。
3. この規則は令和5年6月2日から改定施行する。

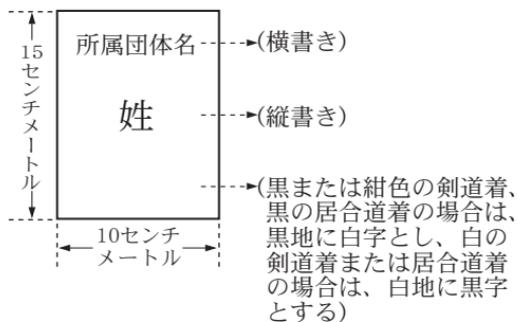
1. この細則は、平成24年4月1日から施行する。
2. この細則は令和5年6月2日から改定施行する。

[別表] 審判員の宣告と旗の表示方法

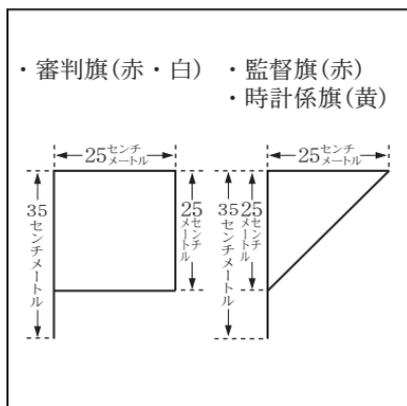
| | 事 項 | 宣 告 | 旗 の 表 示 | 要領 |
|---------------------------------------|---|--------------------------|---|----------------|
| 基本姿勢 | | | 両旗を机の上に広げたまま | 図 1 |
| 開始・中止・合議 | 試合を開始するとき | 「始め」 第1試合および 決勝戦開始 | 両旗を机の上に広げたまま 同 上 | 図 3 図 2 |
| | 試合を中止するとき | 「止め」 | 両旗を真上に上げる | 図 6 |
| | 審判員が合議をする とき | 「合議」 | 両旗を右手で真上に上げる | 図 7 |
| 勝 敗 の 決 定 | 赤(白)旗3本のとき | 「判定、勝負あり」 | 旗を体側斜め上方に上げる | 図 4 |
| | 主審が赤(白)勝ち、 副審2名が白(赤)勝ち の表示をしたとき | 「判定、勝負あり」 | 主審は旗を体側斜め上方に 上げた赤(白)旗を下ろし、 白(赤)旗を体側斜め上方に 上げる | 図 4 |
| | 一方が指定技を間違 えたとき *指定技を間違えた 者も最後まで演武 する | 「合議」 「判定、勝負あり」 | 両旗を右手で真上に上げる 旗を体側斜め上方に上げる | 図 7 図 4 |
| | 双方が指定技を間違 えたとき *最後まで演武する (判定基準により 勝敗決定) | 「合議」 「判定、勝負あり」 | 両旗を右手で真上に上げる 旗を体側斜め上方に上げる | 図 7 図 4 |
| | 一方が試合時間を超 過したとき | 「合議」 「判定、勝負あり」 | 両旗を右手で真上に上げる 旗を体側斜め上方に上げる | 図 7 図 4 |

| | 事 項 | 宣 告 | 旗 の 表 示 | 要領 |
|-----------------------|-------------------------------------|------------------------|---|-------------------|
| 勝 敗 の 決 定 | 双方が試合時間を超過したとき (判定基準により 勝敗決定) | 「合議」 「判定、勝負あり」 | 両旗を右手で真上に上げる 旗を体側斜め上方に上げる | 図 7 図 4 |
| | 不戦勝ちしたとき | 「勝負あり」 | 旗を体側斜め上方に上げる | 図 5 |
| | 試合不能のとき | 「勝負あり」 | 旗を体側斜め上方に上げる | 図 5 |
| | 禁止物質の使用・所持、非礼な言動をしたとき | 「止め」 「合議」 「勝負あり」 | 両旗を真上に上げる 両旗を右手で真上に上げる 旗を体側斜め上方に上げる | 図 6 図 7 図 5 |
| | 第 3 条で定められた日本刀以外を使用したとき | 「合議」 「勝負あり」 | 両旗を右手で真上に上げる 旗を体側斜め上方に上げる | 図 7 図 5 |
| 負傷・事故・棄権 | 負傷・事故・棄権などによって試合が継続できなくなったとき | 「勝負あり」 | 旗を体側斜め上方に上げる | 図 5 |

第3図 試合者の名札



第4図 審判旗などの規格



付 居合道試合・審判運営要領

平成8年10月1日

令和5年6月2日 一部修正

全日本剣道連盟

試合者要領

審判員要領

『入場等』

1. 試合者は、所定の試合場において待機し、あらかじめ相互の礼を行い、呼び出しに応じて、試合場外の待機線で、待機し、携刀姿勢で試合場に入り、開始線の位置につく。

開始線とは、試合者が主審の宣告により試合の開始・中止・合議ならびに演武を終了し、判定を待つときに位置する長さ30センチメートルの赤と白の線を言う。

試合者が開始線に立つ位置は、開始線手前（ほぼ30センチメートル）とする。

2. 試合者が、当該試合開始時に出場出来ない場合は、棄権とみなす。

1. 審判員が入場する場合は、主審を中央に審判旗を右手に持ち整列し、審判員相互の礼の後、正面への礼を行い、入場する。

（第1図 審判員の入退場
および整列と交替要領）

2. 交替する場合は、主審の「勝負あり」の宣告の後、入場する。

『審判員の旗の保持と交替』

1. 審判員は机の上に、赤旗を右に白旗を左に広げて置く。赤旗・白旗との柄の間は、10センチメートルを基準とする。

（旗の表示要領 第1図）

2. 審判員交替の場合は、審判旗を持って退場する。

3. 交替して審判員となった者は、審判席に着席後、机の上に審判旗を広げておく。

（第1図 審判員の入退場
および整列と交替要領）

『正面への礼』

1. 試合者の正面への礼および

1. 審判員は、入退場する場合、

試合者要領

刀礼は、演武の中に含まれるものとする。

試合者は演武を終了し、刀礼および正面への礼の後、開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、携刀姿勢で判定を待つ。

正面とは、試合者が開始線手前（ほぼ30センチメートル）に正対したときの方向とする。

2. 演武での最初と最後の作法（礼法）は全剣連居合の作法（礼法）とする。

『開

1. 試合者は、試合を開始する場合、携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、主審の宣告で、試合を開始する。

審判員要領

主審を中央に整列し、正面への礼をする。

（第1図 審判員の入退場および整列と交替要領）

始』

1. 審判長は、第1試合および決勝戦開始の場合、次により行う。
 - (1) 1試合場の場合は、最初の試合者および決勝戦の試合者が、携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）の位置に立ったとき、審判長・審判主任、審判員（主審・副審）は起立し、審判長の号令により正面へ

試合者要領

審判員要領

の礼を行う。その後、主審の宣告で試合を開始する。

- (2) 2 試合場以上の場合、最初の試合者および決勝戦の試合者が、携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、全体が揃ったとき、審判長・審判主任・審判員（主審・副審）は、起立し、審判長の号令により正面への礼を行う。その後、審判長は笛などで合図を行い、主審の宣告で試合を開始する。

（旗の表示要領 第2図）

『中止の要請』

1. 試合者は、試合の中止を要請する場合、手を上げ、かつ主審に向かって発声し、直ちにその理由を主審に申し述べる。

1. 試合者より試合中止の要請があった場合、主審は直ちに試合を中止し、中止要請の理由を質す。

[試合・審判規則第24条2号]

2. 前項の中止要請が不当と審判員が判断した場合、合議を行う。

試合者要領

審判員要領

『中

1. 試合者は、審判員の「止め」の宣告があった場合、直ちに試合を中止し、帯刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に戻り、主審の宣告または指示を受ける。

『合

1. 試合者は、主審が合議の宣告をした場合、試合途中のときは帯刀姿勢、終了のときは携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立った

止』

1. 審判員の中止宣告は、次の場合に行う。
 - (1) 負傷や事故
 - (2) 危険防止
 - (3) 日本刀操作不能の状態
 - (4) 異議の申し立て
2. 中止宣告の場合、審判員は次による。
 - (1) 試合者より、中止の要請があった場合、主審は直ちに試合中止の宣告と同時に旗の表示を行う。
(旗の表示要領 第6図)
 - (2) 副審が中止の宣告をした場合、主審は直ちに試合中止の宣告と同時に旗の表示を行う。
(旗の表示要領 第6図)

議』

1. 審判員の合議は次の場合行う。
 - (1) 指定技間違え
 - (2) 試合時間の超過
 - (3) 禁止行為の事実

試合者要領

まま待機する。

審判員要領

- (4) 監督の異議の申し立て
2. 審判員は合議を次により行う。
- (1) 合議の宣告と同時に旗の表示を行い、試合者双方を帯刀姿勢または携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立たせ、待機させる。
- （旗の表示要領 第7図）
- (2) 副審が止めを宣告し、合議を要請した場合は、主審は直ちに試合を中止し、合議の宣告と同時に旗の表示を行う。
- （旗の表示要領
第6図→第7図）
- (3) 試合者の一方が指定技間違えをし、もう一方が試合時間超過した場合、もしくは双方が、指定技間違えまたは試合時間超過した場合は、確認の合議を行い、規則第11条第1項により判定する。
- (4) 試合中、試合者が開始線

試合者要領

審判員要領

を踏む、または開始線の前後左右に位置しても減点としない。

- (5) 試合中、試合者の片足が場外に完全に出た場合、もしくはその疑いがある場合、合議を行い確認する。

『再

1. 試合者は、中止後に試合を再開する場合、開始線手前(ほぼ30センチメートル)に立ったまま主審の宣告により試合を再開する。

開』

1. 試合中止後に再開する場合は、主審は、試合開始の要領で行う。
(旗の表示要領 第3図)

『異議の申し立て』

1. 監督が異議の申し立てをした場合、試合者は「合議」の場合の要領で待機する。

1. 審判員は異議の申し立てがあった場合、次による。
 - (1) 審判員は、直ちに試合を中止する。
(旗の表示要領 第6図)
 - (2) 審判主任または審判長は審判員に疑義の内容を合議させる。
 - (3) 審判主任または審判長は、その結果を監督に伝える。
 - (4) 主審は、試合を再開する。

試合者要領

審判員要領

(旗の表示要領 第3図)

『勝敗の決定』

1. 試合者は、演武を終了し、刀礼および正面への礼の後、開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、携刀姿勢で勝敗の判定を待つ。

1. 勝敗の判定を決する場合、審判員は、主審の「判定」の宣告に合わせ、勝者と判断した側の旗を表示する。

(旗の表示要領 第4図)

この場合、引き分けの判定または棄権をすることはできない。

『試合不能』

1. 試合者は、試合不能により勝敗を決する場合、携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、主審の宣告を受ける。

1. 試合不能により勝敗の宣告をする場合、主審は勝者側に宣告と同時に旗の表示を行う。

(旗の表示要領 第5図)

『不戦勝ち』

1. 試合者は、不戦勝ちで勝者の宣告を受ける場合、試合を行う要領で携刀姿勢で開始線手前(ほぼ30センチメートル)に立ち、主審の宣告を受け、元に戻る。

1. 主審は勝者側に宣告と同時に旗の表示を行う。

(旗の表示要領 第5図)

『終了』

1. 試合者は、試合を終了する場合、携刀姿勢で開始線手前

1. 演武が終了し、試合者が携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30

試合者要領

(ほぼ30センチメートル)に立ち、主審の宣告の後、試合場から退場し、正座して相互の礼を行う。

(第2図 試合者の交替要領)

審判員要領

センチメートル)に立ったとき、審判員は、主審の宣告と同時に旗の表示を行う。

(旗の表示要領 第4図)

2. 試合が終了し退場する場合、審判員は着席したまま、白旗を中に赤旗を外にして両旗を巻き、審判旗を右手に持ち退場した後、主審を中央に整列し、正面への礼を行い、審判員相互の礼を行う。

(第1図 審判員の入退場

および整列と交替要領)

『その他の要領』

1. 試合者の服装は清潔で、綻びや破れのないものとする。
2. 試合者の服装は、剣道着または居合道着・袴とし、色は紺、黒または白のつつ袖とする。ただし、上着・袴ともに同色とする。
3. 試合者の足袋の使用は、試合遂行のために医療上止むを得ない場合に限り、認める場合がある。

1. 審判員は、試合開始前、試合者の服装（剣道着または居合道着・袴・名札）の適否を確認する。
2. 審判員は、使用刀の適否を確認する。
3. 審判員は、試合者が試合終了後、選手席などで不適切な言動を行った場合もしくは行おうとした場合、厳正に指導する。

試合者要領

4. 日本刀は、目釘等を十分に点検し安全に留意する。
5. 指定技は、大会当日1回戦開始前に審判長より発表する。指定技の発表が2回戦以後に審判長より発表がある場合は、試合者は待機線にて待ち、発表の後、入場する。
6. 試合者は、審判員が交替して定位置につくまで、試合場に入ってはならない。
7. 次の試合者は、前の試合者が試合を終了し、開始線手前（ほぼ30センチメートル）を離れ退場する時、試合場外で前の試合者と左側通行で交差するように試合場に入る。
（第2図 試合者の交替要領）
8. 監督・試合者は選手席への時計の持ち込み、サインなどによる指示や試合者への声援をしてはならない。
9. 開・閉会式で、試合者が整列する場合は、携刀姿勢とする。

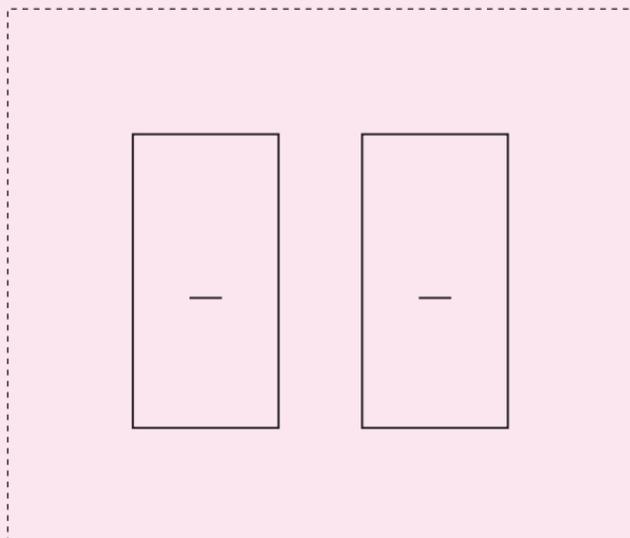
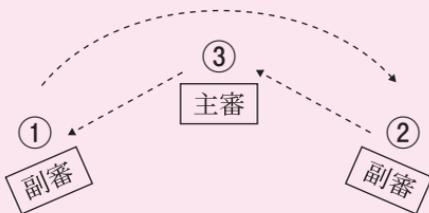
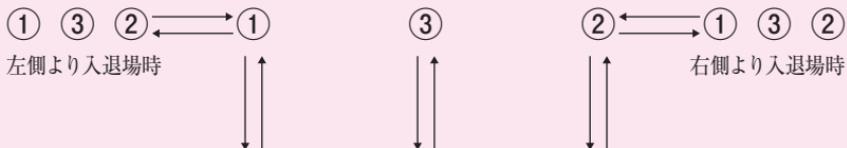
審判員要領

4. 審判員と選手が同一都道府県の場合は、他の審判員と交替することがのぞましい。
5. 各係員は、任務が円滑に遂行できるよう、審判主任または審判長を中心に事前に緊密な連携を取り、迅速かつ正確に任務を遂行する。
6. 掲示係は、審判旗の点検・確認をする。

第1図 審判員の入退場および整列と交替要領

正面

- ・実線は審判員の動線を表す
- ・点線は審判員の交替順を表す



— 時計係 —

第2図 試合者交替要領

正面



審判長



主任



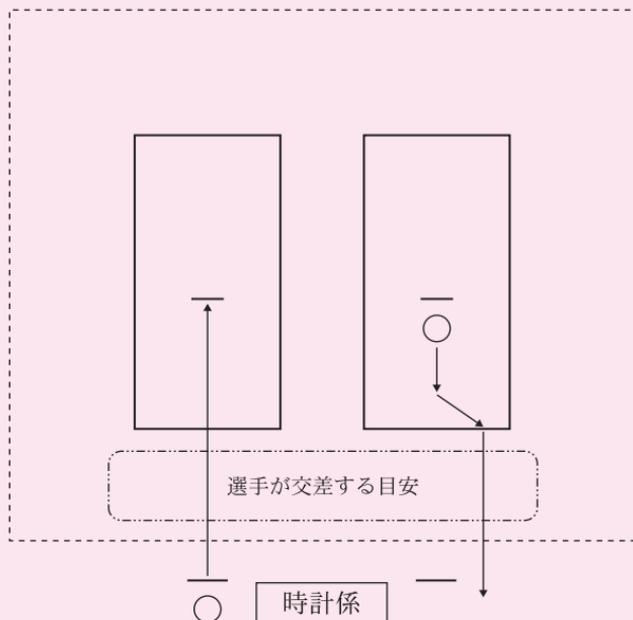
主審



副審



副審



・左(赤)の試合場は選手入場時、右(白)の試合場は選手退場時の動線を表す。

・試合者同士は試合場外(待機線より2~3m進んだ位置)で、左側通行ですれ違うようにして入退場する。

旗の表示要領

第1図 基本姿勢

- 机の上に赤旗を右に白幡を左に広げて置く。
- 審判員は、椅子に腰掛ける。



第2図 第1試合開始および決勝戦開始の宣告のとき

- 審判員は、机の上に赤旗を右に白旗を左に広げて置く。
- 主審・副審とも起立する。



(主 審)



(副 審)

第3図 主審の開始・再開・「判定」の宣告のとき

- 審判員は、机の上に赤旗を右に白旗を左に広げて置く。
- 主審は起立し、副審は、椅子に腰掛けたまま。



(主 審)



(副 審)

第4図 勝敗の決定（勝者と判断した側の旗の表示要領）

- 主審は起立し、旗を斜め上方に上げる。
- 副審は、椅子に腰掛けたまま、旗を斜め上方に上げる。



(主 審)



(副 審)

第5図 勝敗の決定（不戦勝ち等の宣告のとき）

- 主審は起立し、旗を斜め上方に上げる。
- 副審は、椅子に腰掛けたまま。



（主 審）



（副 審）

第6図 中止のとき

- 審判員は起立し、両旗を真上に上げる。



第7図 合議のとき

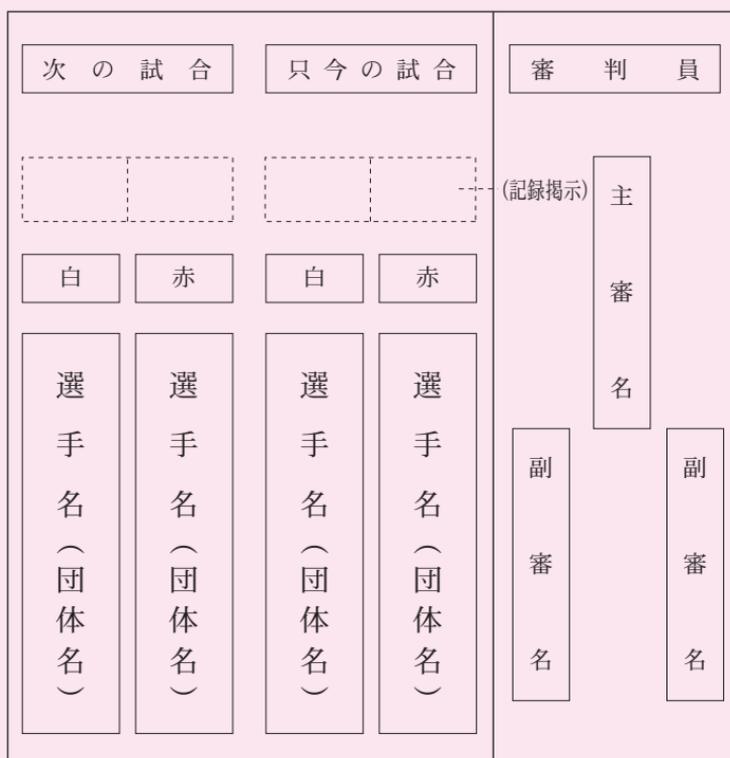
- 審判員は起立し、両旗を右手に持って真上に上げる。



掲 示 要 領

- 1 主審の宣告および審判員の旗の表示により、試合結果が分かるように、正確に掲示板に表示する。
- 2 試合での審判員名および選手名（団体名）を掲示板に掲示する方法は、第1図のとおりとする。

第1図 掲示板および掲示方法



- 付 この居合道試合・審判運営要領は平成8年10月1日から施行する。
- 付 この一部修正された居合道試合・審判運営要領は平成20年9月1日から施行する。
- 付 この一部修正された居合道試合・審判運営要領は令和5年6月2日から改定施行する。

